

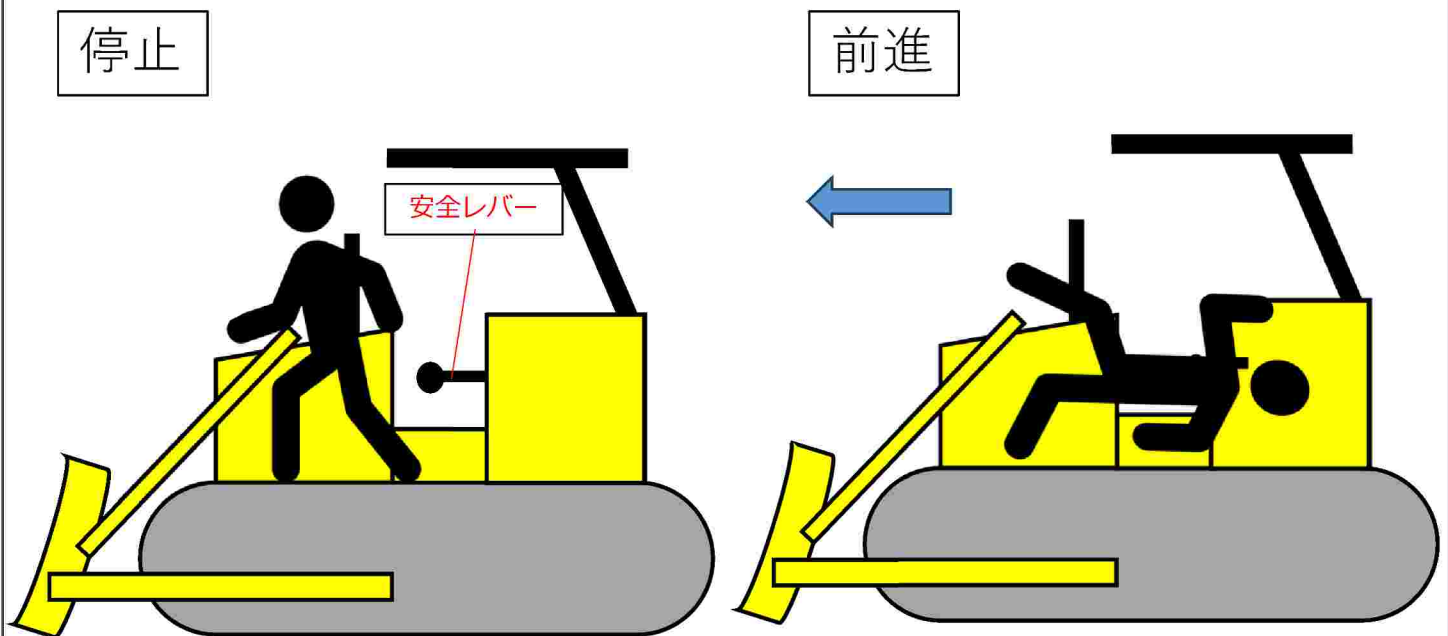
警戒！死亡労働災害多発

令和7年5月下旬、6月下旬に、死亡労働災害が新たに2件発生しました。
そのため、十勝管内で発生した令和7年の死亡労働者数は6月末日時点で
5人となり、前年の同時期（1人）に比べ4人増加となりました。

災害 1 ブル・ドーザーの誤操作

建築工事の基礎工事で、被災者はブル・ドーザーによる盛土の敷き均し作業を行っていたが、ブル・ドーザーを停止させ、履帯の上に立ち姿勢を変えたところ、ブル・ドーザーが前進したため、履帯上で転倒し、地面に墜落したものの。

災害発生時、エンジン稼働しており、安全レバーも作動していなかった。



同種災害撲滅のために

- 運転席から離れる際は、**エンジンを停止し**、安全レバーを下げる等の逸走を防止する措置を講じること。
- 車両系建設機械を運転、操作する場合は、技能講習（機体重量3トン以上）、特別教育（3トン未満）を修了すること。また、「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（安全衛生教育指針第1号）」に基づき、概ね5年毎に再教育を受けるよう努めること。
- 作業計画を策定し、作業方法、作業手順を定めて、関係労働者に周知徹底すること。



厚生労働省・北海道労働局・帯広労働基準監督署

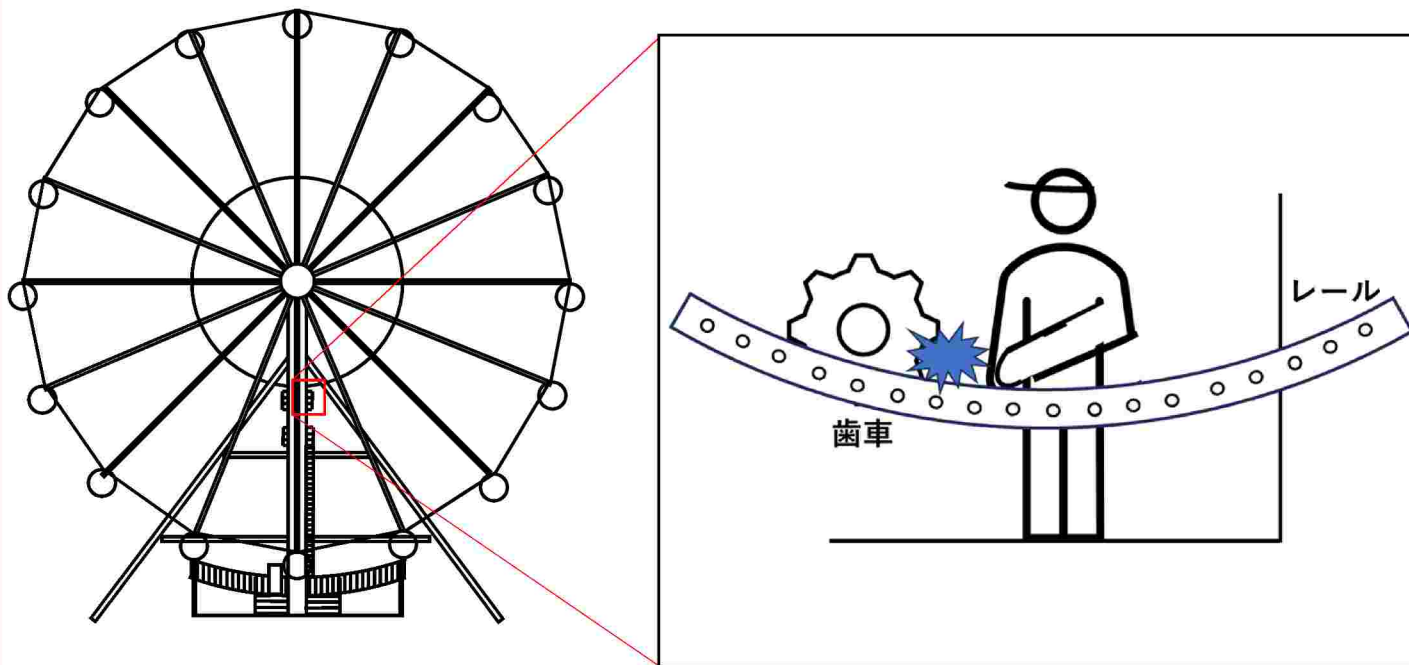
〒080-0016 帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎

TEL (0155) 97-1244 (安全衛生課)



災害2 歯車への巻き込まれ

被災者は、観覧車の点検台（地上から約12メートル）の上で、観覧車を運転した状態で、動力を受けるレールに注油作業をしていたところ、動力を伝達する歯車と内輪との間に左肩から左胸を挟まれ、死亡したものの。



同種災害撲滅のために

- 機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う際は、機械の運転を停止すること。
- 機械の停止が困難な作業の場合は、
 - ① 挟まれ、巻き込まれの危険のある箇所に覆い等を設けること。
 - ② 操作しやすい位置に非常停止装置を設置すること。
- 作業者と機械の所有者や管理担当者との間で危険源についての情報を共有し、具体的な安全措置・対策の担当者を決めて改善をすること。
- 作業計画を策定し、作業方法、作業手順を定めて、関係労働者に周知徹底すること。
- 安全対策を有効にするため、必要に応じて、2人以上で確実な連携をとって作業に従事すること。 例）作業する対象（本件では歯車）と操作盤（本件では地上の操作室）が離れている場合等において、適切な合図により稼働と停止をして、調整作業を行う。

その他労働災害防止対策等については、
帯広監督署HP及び北海道労働局HP、
リーフレット等をご確認下さい。

労務管理、安全衛生情報を随時掲載！

帯広労働基準監督署からのお知らせ

検索

